

第 20 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和 7 年 2 月 1 0 日（月）午前 9 時 開会					
2 開催場所	三朝町役場 第 2 会議室					
3 出席委員	農業委員 7 人のうち出席者					
	1 番 米廣 勝	出	2 番 野見幸雄	出	3 番 松原利志	欠
	4 番 米原章太郎	出	5 番 山本雅之	出	6 番 本田 博	出
	7 番 村岡幸枝	出	出席 6 人			
	農地利用最適化推進委員 5 人のうち出席者					
	吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出
	井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5 人	
4 欠席委員	3 番 松原利志 委員					
5 農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉 主事 福松勇希 農林課 課長補佐 小椋智子					
6 議事録署名委員	6 番 本田 博 委員 7 番 村岡幸枝 委員					
7 議事内容等	(1) 議案第 6 4 号 地域計画（案）について (2) 議案第 6 5 号 三朝農業振興地域整備計画の変更について (3) 議案第 6 6 号 農用地利用集積等促進計画案について					
8 報告事項	(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について					
9 その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和 7 年 3 月総会 3 月 1 1 日（火）午前 9 時～ 三朝町役場 第 2 会議室 (2) その他					
11 閉会	午前 1 0 時 3 0 分					

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 20 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、ご苦労さんです。 雪の中ご出席いただきありがとうございます。大変な雪となりました。 神苦大豆の関係で先ほど話を聞いたんですけど、不二家のカントリーマアムの件は農協のお手柄のような話になっていますけども、日本海新聞の方が不二家の会長に働きかけて実現したものということですし、味噌の海外での販売にしても地域おこし協力隊の伊藤さんの働きかけで実現したものです。そういった縁のおかげで実現したということで、われわれの仕事も縁の仕事だと思っていますので、皆さんもはたらきかけなどよろしくお願いします。 それでは今月もよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、6 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、6 番 本田 博 委員、7 番 村岡幸枝 委員、を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 64 号 地域計画（案）について	
議長	「議案第 64 号 地域計画（案）について」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは「議案第 64 号 地域計画（案）について」を説明させていただきます。 議案書の 1 ページを開いていただきたいと思います。

	【議案書の朗読】 農業経営基盤強化法第19条の規定による地域計画を定めるにあたり、同法第19条第6項の規定により、地域計画の内容について農業委員会に協議がありましたのでご意見をいただきたいと思います。 これまで取り組んだ人・農地プランを法定化し、目標地図を作成して地域で話し合いを行い、将来の農地利用の姿を明確にする地域計画を定めるものです。人農地プランの実質化を行った集落をベースに、6つの地域にわけ、41集落の目標地図を作成しております。 計画の内容につきまして資料に基づき農林課小椋課長補佐から説明をいただきます。 計画の内容について資料に基づき、農林課 小椋課長補佐が説明。 以上、議案第64号 地域計画（案）についての説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第64号 地域計画（案）について、ご意見、ご質問はありませんか。
5 番農業委員	この計画は随時ブラッシュアップしていくものか？完璧なものではないと思うが。
小椋課長補佐	今年度末での策定という期限の中で国も完全なものを求めているんです。今示せるものを示して計画を作り、話し合いを続ける中で計画の完成度を高めていくものと考えています。
2 番農業委員	地域計画の範囲に挙がっていないと困ることはあるか？
小椋課長補佐	農業の補助事業をうける際の要件となっています。例えば中山間地直接支払の対象農地は地域計画に挙げることとなっています。ほかに国庫補助で機械を購入する事業なども要件となっています。
2 番農業委員	そうすると保ヶ平の梨団地なども入っていないとまずいのではないか。
小椋課長補佐	人農地プランの実質化を行った中山間地直接支払の協定の集落でまずは進めているが、見直しをしていくようになっているので、必要なところは随時入れていく。
4 番農業委員	中心的な農業者の氏名しか書かれていないが、すべての農業者の名前が入るのではないか？名前がないと困ることになりはしないか。
事務局	先ほど説明した補助事業の関係で不利益を受けることのないよう、認定農業者や担い手の名前は記入している。すべての農業者の氏名を書くと膨大な量になって分かりにくくなるのではと思っている。表記について県に指導をいただいて必要があれば修正し加えていきたいと考えている。
議長	その他質問はありませんか。ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、「議案第64号 地域計画（案）について」を、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、「議案第64号 地域計画（案）について」は承認されました。

(2) 議案第 6 5 号 三朝農業振興地域整備計画の変更について	
議長	「議案第 6 5 号 三朝農業振興地域整備計画の変更について」を議案とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。 議案書の 3 3 ページからお願いします。 【資料に基づき変更内容（農業振興地域からの除外）の説明】 このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により三朝町長から協議がありましたので、本委員会にお諮りするものでございます。 案件は、吉田地内でございます。 法律の施行規則及び内容について資料に基づき、農林課 小椋課長補佐が計画変更について説明。 （農業振興地域整備計画の策定又は変更） 第三条の二 市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。 2 前項の規定は、法第十三条第一項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律施行令（以下「令」という。）第十条第一項に掲げる軽微な変更該当するものを除く。）について準用する。 市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。 以上で説明を終わります 説明は以上でございます。
議長	事務局の説明は終わりました。 現地確認を行っていますので、報告をお願いします。
1 番農業委員	それでは報告します。 只今の農地について、2 月 4 日午後 3 時に会長さん、吉田推進員さん、山本事務局長さん、福松主事さん、小椋課長補佐さんとで、現地の確認を行いました。 現地は水利の関係から何年も大豆を栽培されてこれ、きれいに管理されてきた様子が見られました。集落から離れた山の中にあり、シカなどの獣害も想像でき、よくこれまで農地として守ってこれたと感じたところです。周辺に農地はなく一団の農地に与える影響はないと考えられ、除外しても問題は無いと見たところです。
議長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。
三徳地区推進委員	そもそも耕作できなくて農地をやめるときには何か植えないといけないのか？ 農振農用地区域から除外をするために必要なのか？
小椋課長補佐	農振農用地区域の全体見直しは 5 年に 1 回行っています。その時に条件を踏まえたうえで耕作できなくなってしまう B 判定の農地などは外しています。今回は終農に

	当たり林地化をする。そのために転用申請を行う必要があり、農振農用地区域の除外を行うものです。
2 番農業委員	基盤整備を行って 50 年ほど経過しており、基盤整備内でも作れなくなった農地が出ているが、いろいろな制約はあることはわかるが除外することはできないのか。
小鹿地区推進委員	基盤整備をしたものについては 8 年経過すれば除外することはできるはずである。実際に転用などのために除外等してきたところもある。
山本事務局長	制度上 8 年間経過すれば除外することは可能であるが、農業を振興するために整備した地域であり簡単に除外することはできないと認識しています。
議長	その他、何かご質問、ご意見はありませんか。 【「なし」の声、多数あり】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 65 号について承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 65 号は、承認されました。
(3) 議案第 66 号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第 66 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 66 号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の 51 ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第 19 条第 3 項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。

	以上、「議案第 6 6 号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 6 6 号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 6 6 号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、 引き続き、第 6 の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出につきましては、6 件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告(2)の農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書につきましては、3 件の合意解約の届出が出ておりますが、次の耕作者が予定されております。ご確認ください 報告事項は以上でございます。 よろしくお願いいたします。
議長	続いて、第 7 のその他に入ります。 (1) 令和 7 年 3 月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 3 月 1 1 日(火) 午前 9 時からの開会を予定します。 会場は、第 2 会議室です (2) その他 ・ 農業委員会視察研修について ・ 令和 6 年度の能率給について

議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午前１０時３０分】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和７年２月１０日

議 長

(記名)

議事録署名委員

６番 農業委員

(記名)

７番 農業委員

(記名)